本大会は2018年日本陸上競技連盟規則及び駅伝競走規準並びに本大会規定により行う。

- 1. 最終エントリーと選手変更について
 - (1) 出場選手の区間最終エントリーは、12月30日(日)12時から13時迄に大会本部(前橋 さくらホテル3階りんどう) 宛にFAX:027-243-0356または直接持参するこ と。なお、FAXの場合は、TEL:027-243-0386宛に着信確認のこと。
 - (2) 最終エントリーにて提出した各チームのオーダーの変更は原則として認めない。
 - (3) 最終エントリー終了後、選手が故障や病気等のため出場できなくなった場合、補欠をその区間の交代として起用することができる。この場合、選手変更届を当日の午前8時までに群馬陸協本部(昭和庁舎3階)へ提出する。
 - (4) 上記(3) 以降の事故については、点呼時刻までに中継所主任へ選手変更届を提出する。
- 2. 「ナンバーカード」、「たすき」について
 - (1)「ナンバーカード」は、主催者が用意し、選手1人に5枚(チップ装着1枚、通常のもの4枚)配布する。
 - ア. 選手はナンバーカードをユニフォームの胸背両面に折り曲げることなく付ける。チップの 装着されたものは胸面に、通常のものは背面に付ける。
 - イ. その他は、選手が一番上に着用するウェアーの胸背両面とバスに持ち込む荷物に付ける。
 - (2)「たすき」は主催者が用意し、監督会議にて配布する。

3. 選手輸送について

- (1) 点呼時刻、輸送バスの出発予定時刻は次の通りとする。
 - ア. 第1走者は、午前8時から8時10分の間に行うチップのチェックをうける(代理可)。 第2~第7走者は、点呼を受けて選手輸送バスにて中継所へ配置する。
 - イ. 選手輸送バスには、選手と付添い1名が必ず乗車する。
 - ウ. 選手は輸送バスの乗車時に、競技者係にチップのついたナンバーカードを見せてから乗車 する。
 - エ. 帰路の輸送バス出発は、最終走者到着の10分後とするので、選手・付添い1名は遅れないように必ずバスに乗車する。
 - オ. 衣類等の運搬はしないので、選手輸送バスに乗る付添いが対応する。
 - カ. スタート並びに各中継所において、選手又は付添いがチップのチェックを必ず受ける。

区間	バス出発時刻	バス到着予定	出発予定時刻
	(点呼)	時刻(現地)	(現地)
第1走者(群馬県庁)		スタート	9:15
第2走者(高崎市役所)	7:10	7:35	9:49
第3走者(前橋公田)	7:30	7:50	10:11
第4走者(伊勢崎市役所)	8:05	8:45	10:50
第5走者(太田市役所)	8:55	9:45	11:53
第6走者(桐生市役所)	9:45	10:35	12:41
第7走者(伊勢崎西久保)	10:25	11:05	13:14
決 勝 (群馬県庁)		フィニッシュ	14:05

4. 競技について

- (1)選手はいかなる場合でも道路の中心線より右側には出てはならず、常に左側を走らなければならない。ただし、 $1 \boxtimes \to 2 \boxtimes$ の和田橋交差点左折から高崎市役所中継所過ぎ、 $3 \boxtimes \to 4 \boxtimes$ の伊勢崎市役所中継所前後及び $5 \boxtimes \to 6 \boxtimes$ の桐生市役所前交差点左折から中継所過ぎまでの区間は審判員の誘導に従い右側走行とする。このとき車両は、左側通行とする。
- (2) 競技中「たすき」は肩から斜めわき下へかけて走るものとし、肩にかけていないものは失格 とする。ただし、中継所の前後は手に持って走ってもよいが、受継ぎ後は出来るだけ早く肩 にかけて走る。
- (3)「たすき」の引き継ぎは中継線より進行方向20mの引き継ぎゾーン内で行い、手から手へ 確実に受け渡す。
- (4) 中継所において「たすき」を渡し終わった選手は速やかに左側(ただし、高崎、伊勢崎、桐生は右側)へ寄るか、走路外へ出る。
- (5) 中継所において「たすき」を引き継ぐ選手は、中継所より進行方向(前方)に位置しなければならない。
- (6)選手が走行不能(即ち歩いたり、立ち止まったり、倒れた状態)となった場合は、本人がな お競技続行の意思をもっていても、審判長または権限を委譲された審判車乗務の審判員によ り競技を中止させる。
- (7)選手が途中で競技を続行する事が出来ない状態になる、または競技中止を指示されるなどして、レースを途中棄権した場合は、当該チームのその区間の競技を無効とし、審判長の指示により次の走区から次走者をスタートさせる。この場合、最終順位の走者スタート1分後にスタートさせ、オープン参加とする。(繰上げスタートが行われる場合、繰上げスタートと同時)総合記録は認められないが、無効となった区間以外の区間記録は認める。
- (8) 第1区出発の要領は次の通りとする。スタート位置は、監督会議の際に行われた抽選により 決定された場所とする。スタート5分前、3分前、1分前、30秒前、20秒前、10秒前を通 告する。選手は、15分前になったら、選手紹介を行うので、係員の指示にしたがい、スター トエリアに入場すること。3分前になったら、決められた位置に着く。さらに1分前になっ たら、走れる服装になる。10秒前に「位置について」の合図を行い、ピストルの合図でスタ ートする。
- (9) 審判長の判断により、繰上げスタートを行う。各中継所の繰上げスタートの実施は、先頭走者が通過後、次の時間を過ぎた場合その対象とする。

中 継 所	時間
高崎市役所 前橋公田 伊勢崎市役所	10分
太田市役所	12分
桐生市役所 伊勢崎西久保	15分

(10) 踏切ロスタイムについて

走者が踏切遮断により、停止した場合「ロスタイム」を該当した区間の所要時間より差し引く。

5. 競技表示標識について

「1 km」「2 km」「中間点」「あと3 km」「あと1 km」及び5 kmごとに、表示看板を設置する。

6. 車両の走行及び踏切通過について 道路交通法を遵守する。 7. ドーピング検査について

検査の対象になった選手は係員の指示に従う。

8. その他

(1) 緊急時対応のため、即時に判断できるチーム関係者1名を監督控室(群馬県庁29階 294会議室)に必ず待機させること。